

器具省令（技術上の基準）と解釈（技術的内容）の対比＜特定液化石油ガス器具等以外（供給機器）＞

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（別添5）の技術的内容					
		調整器	高圧ホース	低圧ホース	対震遮断器	ガス漏れ警報器	
1 一 般 要 求 事 項	(1) 安全原則	イ 液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	—	—	—	—	—
		ロ 液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	—	—	—	—	—
	(2) 安全機能を有する設計等	イ 液化石油ガス器具等は、1(1)の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・5 安全機構（安全弁）の性能 ・8(2) 安全機構（過流出防止機構）の構造（容量1kg/h以下の単段調整器） ・18(1) 安全機構（逆止弁）の性能（作動） ・18(2) 安全機構（逆止弁）の性能（復帰） ・18(4) 安全機構（逆止弁）の性能（液の戻り） ・19(1) 安全機構（過流出安全機構）の性能（作動） ・19(2) 安全機構（過流出安全機構）の性能（復帰） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4(4)ロ 安全機構（カップリングソケット内蔵逆止弁）の構造 ・5 安全機構（チェック弁）の性能（気密性） ・12(1) 安全機構（カップリングソケット内蔵逆止弁）の性能（作動） ・12(2) 安全機構（カップリングソケット内蔵逆止弁）の性能（復帰） ・12(4) 安全機構（カップリングソケット内蔵逆止弁）の性能（液の戻り） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・10 遮断弁作動後の復帰安全確認機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・13(9)イ、13(10)イ ヒューズの熔断・ブレーカの遮断等発生時の受信部への送信 ・14(15) 異常表示
		ロ 液化石油ガス器具等は、1(2)イの規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該液化石油ガス器具等の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該液化石油ガス器具等又はこれに附属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	/	/	/	/	/
	ハ 別表第一第十四号又は第十六号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。	/	/	/	/	/	
	(3) 供用期間中における安全機能の維持	液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・18(3) 安全機構（逆止弁）の耐久性 ・19(3) 安全機構（過流出安全機構）の耐久性 	<ul style="list-style-type: none"> ・9 安全機構（チェック弁）の耐久性 ・12(3) 安全機構（カップリングソケット内蔵逆止弁）の耐久性 	/	/	/
	(4) 使用者及び使用場所を考慮した安全設計	液化石油ガス器具等は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・4(1) 製品の防水性 ・4(2) 製品の防塵性 ・4(3) 製品のいたずら防止対策 ・6 製品のいらすら・不正改造対策 ・7(1)イロハ(イ) 入口接続（ねじ接続）の互換性 ・7(1)ハ(甲) 入口接続（POL）の視認性 ・7(1)ハ(ハ) 入口接続（POL）の着脱操作性 ・7(2) 入口接続（フランジ）の互換性 ・7(3)イ 入口接続（カップリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・4(1) 接続部（管用テーパねじ）の互換性 ・4(2) 接続部（一般用メートルねじ）の互換性 ・4(3)イ 接続部（POL）の互換性 ・4(3)ロ 接続部（POL）の視認性 ・4(3)ハ 接続部（POL）の着脱操作性 ・4(4)イ 接続部（カップリングソケット）の互換性 ・4(4)ニ 接続部（カップリングソケット）の性能（気密性） ・4(5)イ 接続部（カップリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・3(1) 接続部（管用テーパねじ）の互換性 ・3(2) 接続部（一般用メートルねじ）の互換性 ・5 製品の気密性 ・7 製品の性能（耐寒性） 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 手動操作による遮断機能 ・7 製品の構造（作動状態の視認性） ・8 製品の防水性及び防塵性 ・9 異常時（停電時）の性能 ・11 接続部（ねじ接続）の互換性 ・12 製品の性能（気密性） ・15 製品の性能（流量） ・17 製品の性能（耐寒・耐熱動作性） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 取扱い及び点検 ・3 製品の構造（水滴侵入防止） ・4、14(9) 通電表示 ・7 表示灯の視認性 ・12(2) 製品の構造（設置及び交換） ・12(7)、13(8)、14(7) 製品の性能（電源電圧変動） ・12(8)、14(17) 製品の性能（耐温度変化） ・12(9) 製品の性能（耐湿気） ・13(1) 中継部・受信部・分離警報部の構造（ほこり・湿気の侵入防止） ・13(3)イ 電磁継電器の構造（ほこり

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（別表第3） の技術上の基準			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（別添5）の技術的内容				
			調整器	高圧ホース	低圧ホース	対震遮断器	ガス漏れ警報器
			ソケット)の互換性 ・7(3)ハ 入口接続(カップリングソケット)の性能(気密性) ・8(1)イ 出口接続(ねじ接続)の互換性(容量1kg/h超) ・8(1)ロ 出口接続(フランジ)の互換性(容量1kg/h超) ・8(1)ハ 出口接続(ユニオン)の互換性(容量1kg/h超) ・8(2) 出口接続(ねじ、フランジ、ユニオン、プラグ)の互換性(容量1kg/h以下の単段調整器) ・10 製品の性能(気密性) ・11 製品の性能(閉塞圧力) ・12 製品の性能(調整圧力) ・13 製品の性能(自動切替機構) ・14 製品の性能(自動切替機構の視認性) ・17 製品の性能(耐寒作動性)	ラグ)の互換性 ・7 製品の気密性 ・11 安全機構(チェック弁)の耐寒作動性			の侵入防止) ・13(5)イ、14(4)、14(10) 開閉器の構造 ・13(6)イ、13(6)ロ、14(5)イ、14(5)ロ 電圧計の性能 ・13(7)イ、14(6)イ 予備電源の構造 ・13(7)ヘ、14(6)ヘ 予備電源の容量 ・13(7)ニ、14(6)ニ 誤接続の防止 ・13(7)ロ、14(6)ロ 予備電源の切替 ・13(7)ハ、14(6)ハ 予備電源(電圧測定装置)の機能 ・13(9)ロ 操作機構の安全性 ・13(10)ロ 主電源変圧器の容量 ・14(3)ロ 表示灯の冗長性 ・14(11) 注意灯の表示
(5) 耐熱性等を有する部品及び材料の使用	液化石油ガス器具等には、当該液化石油ガス器具等に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	・1 材料(本体、カバー及びばね)の耐食性 ・2 材料(本体、カバー)の健全性(強度) ・3 材料(重要ゴム部品)の耐LPG性	・1(1) 材料(ホース内層)の耐LPG性 ・1(2)イ 材料(ホース内層、外層)の引張強さ ・1(2)ロ 材料(ホース内層、外層)の耐熱老化性 ・1(3) 材料(ホース外層)の耐オゾン性 ・1(4) 材料(ホース)の耐LPガス透過性 ・2 材料(ホース以外のゴム)の耐LPG性 ・3(1) 材料(金属)の耐食性 ・3(2) 材料(金属)の健全性(強度)	・1(1) 材料(ホース)の耐熱性 ・1(1) 材料(ホース)の難燃性 ・1(1) 材料(ホース)の耐熱老化性 ・1(2) 材料(ホース)の引張強さ ・1(2) 材料(ホース)の可とう性 ・1(3) 材料(ホース内層)の耐LPG性 ・1(4) 材料(ホース外層)の耐候性 ・1(4) 材料(ホース外層)の耐油性、耐溶剤性、耐薬品性 ・2 材料(継手金具)の耐食性 ・4 材料(パッキン)の耐LPG性	・1(1) 材料(本体に使用する金属製)の耐食性 ・1(2) 材料(本体に使用する合成樹脂)の耐寒強度 ・2 材料(スプリング及びスプリング座金)の耐食性 ・3 材料(感震素子)の耐食性 ・4 材料(ゴム等)の耐LPG性	・1 材料(外かく) ・12(1) 検知部の耐腐食性 ・12(14) 耐腐食ガス性 ・13(2) 中継部・受信部・分離警報部の防食措置 ・13(3)ロ 材料(電磁継電器の接点) ・13(5)ロ 材料(開閉器の接点) ・13(7)ホ、14(6)ホ 材料(予備電源の外かく等)	
2 危険源に対する保護	(1) 火災の危険源からの保護	液化石油ガス器具等には、発火又は発熱によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。					・9 ヒューズの規格 ・12(3) 検知部の構造(防爆) ・12(4) 検知部の構造(電磁継電器の接点) ・12(11) 検知部の耐誘爆性 ・13(9)イ、13(10)イ、14(8)、15(2) ヒューズ・ブレイカ等の設置
	(2) 火傷の防止	液化石油ガス器具等には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。					

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（別添5）の技術的内容				
		調整器	高圧ホース	低圧ホース	対震遮断器	ガス漏れ警報器
(3) 液化石油ガス器具等自体又は外部から加わる作用によって生じる機械的な動作を原因とする危害の防止	イ 液化石油ガス器具等には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。					・10 附属装置の安全性
	ロ 液化石油ガス器具等には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・7(3)ロ 入口接続（カップリングソケット）の耐久性 ・9 本体の性能（耐圧性） ・15 製品の耐久性 ・16 製品の耐衝撃性 	<ul style="list-style-type: none"> ・4(4)ハ 接続部（カップリングソケット）の耐久性 ・4(5)ロ 接続部（カップリングプラグ）の耐久性 ・6 製品の耐圧性 ・8 製品の引張強さ ・10(1) 製品の耐衝撃性（連結用 H の調整器側以外） ・10(2) 製品の耐衝撃性（連結用 H の調整器側） 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 製品の耐圧性 ・5 製品の引張強さ ・6 製品の耐衝撃性 	・16 製品の耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・11 製品の耐衝撃電圧 ・12(13) 製品の耐衝撃性及び耐輸送振動 ・13(4)、14(3)イ 表示灯の耐久性
(4) 無監視状態での運転を考慮した安全設計	液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。					
(5) 始動、再始動及び停止による危害の防止	イ 液化石油ガス器具等は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。					
	ロ 液化石油ガス器具等は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				・6 遮断弁復帰時の人による安全確認	
	ハ 液化石油ガス器具等は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。					
(6) 異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止	液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。					
(7) 感電に対する保護	液化石油ガス器具等は、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 (イ) 危険な充電部への人の接触を防ぐこと。					・5、6 感電に対する保護

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（別添5）の技術的内容						
			調整器	高圧ホース	低圧ホース	対震遮断器	ガス漏れ警報器		
		(ロ) 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。							
	(8) 絶縁性能の保持	液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。							<ul style="list-style-type: none"> ・12(5)、13(11)、14(1)ニ 絶縁抵抗 ・12(6)、14(1)ホ、14(2) 絶縁耐力
	(9) ガス漏れによる被害の防止	別表第一第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。							<ul style="list-style-type: none"> ・8、14(1)イ、14(1)ロ、14(1)ハ、15(1)イ、15(1)ロ 音響装置の性能 ・12(10) 検知機能 ・12(11) 検知部の連続鳴動 ・12(12)、16(2) 作動時間 ・14(12) ガス漏れ表示等 ・14(13)、15(3) 作動試験時ガス漏れ表示 ・14(14) 2回線同時ガス漏れ表示 ・14(16) ガス検知時間 ・16(1) 警報機能
	(10) 地震による被害の防止	別表第一第十六号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。					<ul style="list-style-type: none"> ・13 製品の性能（感震器作動） ・14 製品の性能（遮断弁作動） 		
3表示	(1) 一般	液化石油ガス器具等は、安全上必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	・20 表示	・13 表示	・8 表示	・18 表示	・12(15)、13(12)、14(18)、16(3) 表示		
	(2) 個別の規定	<p>イ 3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。</p> <p>(イ) 別表第一第一号から第七号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称</p> <p>(ロ) 別表第一第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称</p> <p>(ハ) 別表第一第五号の液化石油ガス器具等 使用すべきふろがまの型式</p> <p>(ニ) 別表第一第十号及び第十三号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの 原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故</p>							

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（別表第3） の技術上の基準			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（別添5）の技術的内容				
			調整器	高圧ホース	低圧ホース	対震遮断器	ガス漏れ警報器
	<p>に至るおそれがある。」旨の警告</p> <p>ロ 3(2)イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称(別表第一第十三号の液化石油ガス器具等であつて、開放式のものうち容器が組み込まれる構造のものにあつては、略称又は記号)又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第五項の登録商標をいう。)を用いることができる。</p> <p>ハ 3(2)イ(ハ)の規定により表示すべきふろがまの型式は、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの表示を当該ふろパーナーに添付する書面に記載することができる。</p>						